

No. 8 2

定期大会号

電機連合

西四国地協ニュース

発行所  
全日本電機・電子・情報関連産業  
労働組合連合会  
西四国地方協議会  
発行人 中村 智也  
編集人 竹箇平貴隆  
〒790-0066 愛媛県松山市宮田町132-1  
四国ろうきん松山ビル内

9月13日に第30回となる節目の定期大会を開催し、新たな運動方針と新体制が確立されました。



### 議長挨拶 (※要旨)



#### <労働運動の変化について>

私たちの身の回りでは、コロナ禍を乗り越え日常を取り戻し社会経済活動が急速に回復を見せている一方で、事業環境や組合員の減少、意識やニーズの多様化など、様々な面で変化しています。その様な環境下、労働組合にも変化が求められています。今の時代にあった活動へと進化させるには、習慣や固定概念にとらわれることなく関連する条件を一つ一つ紐解きながら今の時代に合う最善の形に繋ぎなおしていく必要があります。引き続き、我々は、変化することを恐れず、魅力ある地協活動を推進していきたいと考えています。

#### <政策制度について>

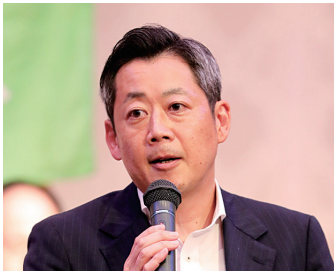
電機連合は、電機産業で働く一人ひとりの充実した暮らしの実現に向け政策・制度要求の取り組みを進めています。その様な考えのもと西四国地協としては、推薦候補者の必勝と党勢拡大に向けた取り組みを進めています。その中でも、「浅野さとし」組織内議員は、電機連合の政策制度要求実現の為に今現在、2期目の活動に取り組んでいます。引き続き、組織内議員を支援するとともに、西四国地協の推薦候補者である「石井ともえ」さんについても組織として最大限の支援をおこなっていきたいと思います。

#### <これまでの歴史とこれからについて>

電機連合は、前身である電機労連を1953年に結成し昨年70周年を迎えました。70周年レセプションにおいては、諸先輩方が築き上げてこられた歴史をしっかりと受け止め、次の世代に繋げていく考えが示されました。今後も歩みを止めることなく活動展開されていく事になります。そして我々電機連合西四国地方協議会も1995年に設立して以降、同じようにあゆみ続け、来年30周年を迎えることとなります。今年1月には、愛媛県勤労会館から四国ろうきん松山ビルに事務所を移し、新たな歴史を刻んでいく事になりました。引き続き、職場に根付いた労働組合活動を推進し、一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境整備に心がけ、加盟組合から頼りにされる地協活動を目指し取り組んでいきたいと思ひます。

## 大会来賓

ご来賓の方々より、激励のご挨拶を頂きました。



電機連合本部 浦上事務局次長



連合愛媛 菊川会長



こくみん共済COOP愛媛推進本部  
金子本部長



四国労働金庫愛媛推進本部  
鶴籠本部長



国民民主党愛媛県連  
石井代表

## 大会役員



大会書記長  
武隈常任幹事 (PHCU)



議長団①  
宗圓代議員 (RGU)



議長団②  
永井代議員 (TEICU)



資格審査委員長  
竹内代議員 (OSTU)



議事運営委員長  
高嶋代議員 (PHCU)

## 定期大会で確認した2024年度の重点取り組み

- 1 加盟組合や組織役員との情報交換を通じて、経営課題・組織課題の把握、共有に努めます。
- 2 組合役員の人材育成支援や見識を深めるために、外部機関も活用しながら各種セミナーや学習会を開催します。
- 3 中堅中小労組の支援と組織活性化に向けて、課題に対応した勉強会や組合運営課題をサポートします。
- 4 地域での産別運動強化にむけて、組織拡大に取り組みます。
- 5 政策制度の実現に向けて、組織内議員や地域での友好組織議員の支援に取り組みます。

## 具体活動計画

開催時期が決定している行事のみ記載

時期	具体活動
2024年10月25日	No.1 常任幹事会 / 愛媛地域協幹事会
11月1日	(中国四国ブロック) ユニオンセミナー
11月14日	(四国ブロック) ジェンダー平等政策委員会
12月13日	加盟組合闘争懇談会 / 電機連合共済加入促進 担当者会議
2025年1月15日	No.2 常任幹事会 / 電機連合中央委員会議案オルグ
1月31日	(四国ブロック) 新任役員セミナー
2月14日	資産形成セミナー (WEB)

時期	具体活動
2025年3月15日	(四国ブロック) 中堅中小労組連絡会
4月11日	No.3 常任幹事会
5月14日	(四国ブロック) ジェンダー平等政策委員会
6月13日	(四国ブロック) 電機産業労使懇談会 No.4 常任幹事会 / 電機連合大会議案オルグ
8月22日	No.5 常任幹事会
9月12日	第31回定期大会・No.1 幹事会 周年記念レセプション

## 大会風景



## 新役員紹介



上野常任幹事 (TLU)

女性としてというよりも、今までとは違った見方や考え方を吹き込んでいくことが出来たら・・・という気持ちで頑張っていきたいと思います。



いいね (´▽`)b

## 2024年度 地協新役員

役職名	出身組織名	氏名
議長	PHC労働組合	中村 智也
副議長	ルネサスグループ連合 西条地区支部	田上 誉
//	東芝E コントロールシステム労働組合四国支部	高岡 敏弘
事務局長	ルネサスグループ連合 西条地区支部	竹筒平 貴隆
常任幹事	PHC労働組合 愛媛地区	武隈 雄也
//	東芝ライテックユニオン今治支部	熊野 靖和
//	エム・セテック労働組合	筒井 信行
//	愛媛電算労働組合	十川 祐一
//	アウトソーシングテクノロジー労働組合 中国・四国エリア	岡村 典幸
//	東芝ライテックユニオン今治支部	上野 岬
会計監査	東芝E コントロールシステム労働組合 四国支部	宮岡 宏幸
//	愛媛電算労働組合	福山 慶
特別常幹	PHC労働組合	上甲 章史

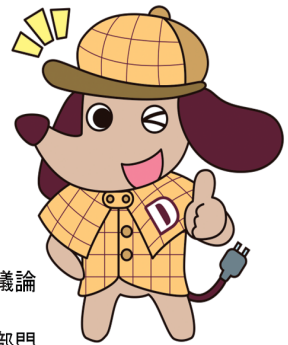


## 新役員の一言！ 「労働組合あるある」を川柳に

食事しない？ 誘われた君 次、役員 ～下心の見えるお誘いは要注意！～ 中村 智也	呪縛かな？ 古さ感じる 組合活動 ～先見の目を持ちたい今日この頃～ 田上 誉	やるときは しっかりやってる ホントです ～組合役員 心の叫び！～ 高岡 敏弘	要請を されたら返事は ハイカイエス ～労働運動に選択余地はありません～ 竹筒平 貴隆	目指す目標 それぞれ違えど 共に進む ～会社経営の基本は労使一体です～ 筒井 信行	乾杯し 活動論議 夜更けまで ～そんな時代もあったね～ 武隈 雄也	改選で 一歩進む 高齢化 ～若返りのつもりが成り手無し～ 熊野 靖和	組合費 夢を託して 未来へ繋ぐ ～重い(笑) けど頑張る！～ 岡村 典幸	一期だけ 言われて受けたが 今何期？ ～気が付けば専従・・・？～ 上野 岬	集会後 真の話題は 飲み会で ～泥酔してるわけではないんです！ 真剣に話し合ってるんです！～ 十川 祐一
--	--	---	---	---	---	--	--	---	--

# 見える化通信

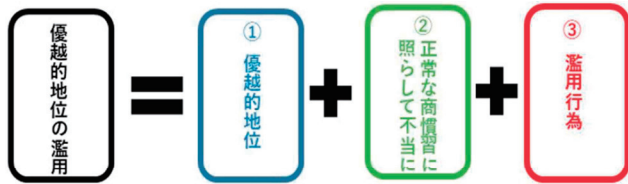
## 「構造的な価格転嫁」の実現に向けて 下請法を20年ぶりに本格改正



公正取引委員会と中小企業庁はインフレが進む中で適正な価格転嫁を進めるため、下請法を見直す議論を始めています。早ければ年内にも改正案をまとめ、来年の通常国会へ提出する予定です。

電機連合 政策部門

■図表1 優越的地位の濫用



■図表2 下請法の適用となる取引

<p><b>製造委託</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者が物品の製造や加工などを委託すること</li> </ul>	<p><b>情報成果物作成委託</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者がその作成作業を委託すること</li> </ul>
<p><b>修理委託</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託すること</li> </ul>	<p><b>役員提供委託</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役員）の提供を請け負った事業者が、請け負った役員の提供を他の事業者に委託すること</li> </ul>

出所：企業取引研究会資料より

政府は、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが必要であるという問題意識の下\*、7月に有識者による研究会を立ち上げ、下請法を見直す議論を始めました。

そもそも下請法は、独占禁止法を補完する法律として制定されました。独占禁

下請法が優越的地位の濫用に効果的に規制

\*「経済財政運営と改革の基本方針2024」(2024年6月21日閣議決定)

止法は、取引上の地位が優越している発注者が、取引の相手に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止しています(図表1)。

ただし、独占禁止法による規制では個別の認定に長い期間がかかってしまい、また、下請法によって、あらかじめ一定の取引を対象とし、資本金区分を定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者(親事業者)を「優越的地位にある」ものとして取り扱うことで、下請取引にかかわる親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制しています(図表2)。

**構造的な価格転嫁の実現に向けた下請法改正**

この下請法も主要な改正が行われてから約20年が経過しています。現在の経済実態への対応や、今後想定される「物価や賃金が構造的に上がったいく経済社会」での取引環境の整備という観点からも、法改正を検討する必要があるのではないかと、というのが政府の問題意識です。

主な論点は図表3の通りです。まず、コスト上昇下での取引価格据え置きは是正です。近年のコスト上昇局面において、価格への反映の必要性を明示的に協議せず、価格を据え置くなど、一方的に受注者(下請事業者)の経営を圧迫するような価格設定をどう規制するか。また、金型の無償保管や知的財産の無償提供を求める行為について、下請法や優越的地位の濫

早ければ年内にも研究会で改正案がまとめられ、来年の通常国会へ提出する予定です。研究会には連合からも委員として参画しています。電機連合も議論内容を注視し、必要であれば、連合などを通じて意見提起を行っていきます。

早ければ年内に改正案

■図表3 下請法改正の主な論点

- ・コスト上昇下での取引価格据え置きは是正
- ・下請け企業への金型の無償保管押しつけ解消
- ・約束手形などによる支払いの使用制限
- ・荷主と運送業者の関係も下請法の範囲に
- ・「下請」の名称見直し
- ・執行に関する省庁間の連携体制

出所：企業取引研究会資料をもとに電機連合作成

用にかかわる考え方を整理する必要があるのではないか。支払い手段としての約束手形などを用いることにより、発注者が受注者に資金繰りにかかわる負担を求める商慣習をどう考えるか。他にも、「下請」という用語が発注者と受注者が対等な関係でないという語感を与えるので、見直しが必要との指摘もあります。